

慶 弔 見 舞 金 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 就業規則第35条により職員に慶弔のあったときは、この規程の定めるところにより慶弔見舞金を贈る。

(種 類)

第 2 条 慶弔金は次の3種類とする。

- (1) 祝 金
- (2) 弔慰金
- (3) 見舞金

(届 出)

第 3 条 この規程に定める慶弔金の贈与を受ける事由が生じたときは、本人または所属長は、すみやかに組合に届け出なければならない。

第 2 章 祝 金

(結婚祝金)

第 4 条 本人が結婚するときは、次により祝金を贈る。

区 分	金 額
勤続1年未満の者	20,000円
勤続1年以上5年未満の者	30,000円
勤続5年以上の者	50,000円

2 再婚の場合は、前項の半額とする。

(出産祝金)

第 5 条 職員の子が出産したときは、次により祝金を贈る。

区 分	金 額
第 1 子	10,000円
第 2 子以下	5,000円

2 双子以上が出生したときは、出生児数に応じて贈る。

第3章 弔 慰 金

(死亡弔慰金)

第6条 本人が死亡したときは、遺族に対して次により弔慰金および供花を贈る。

種 類	区 分	金 額
弔慰金	勤続5年未満の者	30,000
	勤続5年以上の者	50,000
供 花	20,000円程度	

2 業務上の災害、傷病に起因する死亡については、前項の金額を2倍する。

3 第1項の弔慰金を受ける遺族の順位は、労働基準法施行規則第42条もしくは第45条の定めるところによる。

(家族死亡弔慰金)

第7条 職員の家族が死亡したときは、次により弔慰金を贈る。
職員が喪主であるとき。

区 分	金 額	備 考
配 偶 者	20,000	養父母、継父母含む 養子、継子含む 但し、生後14日以内の者は半額
父 母	20,000	
子 女	20,000	
祖父母、兄弟・姉妹	10,000	

2 配偶者を除き職員が喪主でないときは、前項の金額の2分の1とする。

3 必要により供花を贈ることができる。

第4章 見 舞 金

(病気見舞金)

第8条 本人が負傷し、また疾病にかかり入院したとき、または欠勤2週間以上におよぶときは傷病見舞金を贈る。

1回につき 5,000円

(災害見舞金)

第9条 職員の住居が罹災し、被害を受けたときは、次により見舞金を贈る。

区 分	金 額
全焼または全壊	50,000
半焼または半壊	30,000
一部焼または一部壊	10,000
床上浸水	5,000

第5章 雑 則

(特 例)

第10条 広域にわたる天災地変で経営上の負担にたえがたいときは、前各条の規定を適用しないことがある。

(勤続年数の計算)

第11条 この規程における勤続年数の計算は、入所の日より事情発生日までの満年数とし、1ヵ月未満の端数日のあるときは1ヵ月に切り上げる。

2 休職期間は勤続年数に加えない。

(証明書の提出)

第12条 会社が慶弔金贈与に際し必要と認めたときは、その事実を証する書類等の提出を求めることがある。

付 則

- この規程は、平成6年7月1日から施行する。
この規程は、平成20年7月17日から一部改正実施する。
この規程は、平成25年1月18日から一部改正実施する。
この規程は、平成27年3月13日から一部改正実施する。
この規程は、平成27年7月14日から一部改正実施する。
- この規程の改廃にあたっては、職員代表の意見をきいて行うものとする。